

NTTグループカード会員規約<個人会員用> (レギュラー/ゴールド 共通)

NTTグループカード会員規約

※赤字は変更箇所(追加もしくは修正)を指しております

【現行】	【改訂版】
<p>第 16 条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p> <p>(1) 仮差押、差押もしくは競売の申立てまたは破産、もしくは民事再生手続開始の申立て等の法的な債務整理手続の申立てがあったとき</p> <p>(2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき</p> <p>(3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき</p> <p>2.本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合、リボルビング払い、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いによるカードショッピング代金を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。ただし、海外キャッシング(一括)およびキャッシングリボについては、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。</p> <p>3.本会員は、支払期日にリボルビング払い、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いによるカードショッピング代金の弁済の履行を遅滞し、当社から 20 日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合、当該債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p> <p>4.本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により本規約に基づく一切の債務についての期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p> <p>(1) 商品の購入等が会員にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約に関するものを除く)となる場合で、会員が当社に対する支払いを一回でも遅滞したとき</p> <p>(2) 当社が所有権を留保した商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為を行ったとき</p> <p>(3) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき</p> <p>(4) その他本会員の信用状態が悪化したとき</p> <p>5.本会員は、前条第 7 項の規定(ただし、前条第 7 項第 7 号、第 9 号または第 10 号の事由に基づく場合を除きます)により会員資格を取消された場合、当社の請求によりリボルビング払い、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いによるカードショッピング代金を除く債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p> <p>6.本会員は、前条第 7 項第 9 号または第 10 号の事由により会員資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p> <p>7.本会員は、前条第 7 項第 7 号の事由により会員資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務において当然に期限の利益を失い、相続人は直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>	<p>第 16 条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p> <p>(1) 仮差押、差押もしくは競売の申立てまたは破産、もしくは民事再生手続開始の申立て等の法的な債務整理手続の申立てがあったとき</p> <p>(2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき</p> <p>(3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき</p> <p><b>2.本会員は、前項のいずれかの事由に該当したことを知ったときは、直ちにその事由について当社に通知するものとします。</b></p> <p>3.本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合、リボルビング払い、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いによるカードショッピング代金を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。ただし、海外キャッシング(一括)およびキャッシングリボについては、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。</p> <p>4.本会員は、支払期日にリボルビング払い、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いによるカードショッピング代金の弁済の履行を遅滞し、当社から 20 日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合、当該債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p> <p>5.本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により本規約に基づく一切の債務についての期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p> <p>(1) 商品の購入等が会員にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約に関するものを除く)となる場合で、会員が当社に対する支払いを一回でも遅滞したとき</p> <p>(2) 当社が所有権を留保した商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為を行ったとき</p> <p>(3) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき</p> <p>(4) その他本会員の信用状態が悪化したとき</p> <p>6.本会員は、前条第 7 項の規定(ただし、前条第 7 項第 7 号、第 9 号または第 10 号の事由に基づく場合を除きます)により会員資格を取消された場合、当社の請求によりリボルビング払い、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いによるカードショッピング代金を除く債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p> <p>7.本会員は、前条第 7 項第 9 号または第 10 号の事由により会員資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p> <p>8.本会員は、前条第 7 項第 7 号の事由により会員資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務において当然に期限の利益を失い、相続人は直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>